



No. 2(2015年4月)

給与改定に関わる団体交渉を行いました！！

——非常勤職員への現給保障と2018年度地域手当15%の実現に向けて——

去る3月16日、組合は4月1日からの給与改定に関わる団体交渉を行いました。今回の給与改定に関する大学当局側の案は、①4月1日から平均2%の給与削減を行う代わりに常勤教職員には3年間の現給保障を行うこと、②地域手当を15%に上げるが、2015年度は13%とすること、を内容とするものでした。交渉のポイントは、**非常勤職員への現給保障の拡大と2018年度時点での地域手当15%の実現の確約**でした。以下、概要をお伝えし、その意義を確認します。

(1) 大学当局は非常勤職員への現給保障の拡大を拒否！

今回の給与改定では、平均2%の給与削減がありますが、3年間にかぎって現給保障があります。いわば激変緩和措置に過ぎませんが、この措置さえ受けられない非常勤職員が一部にいます。組合では「今回の給与規則改正案では、研究系の非常勤職員について現給保障が行われず、常勤教職員に比して著しく公平を欠いている。「単年度契約だから」という理由づけと思われるが、現実的には、非常勤職員は三年までは契約更新可能と説明されており、三年間を一体的に捉えているものと思われる。その期間中に「過失なく減給」となるのは不合理である。この層に対しても現給保障を行うべきである」と主張しました。

これに対し、大学当局は「非常勤教職員については雇用が継続している場合でも、契約は単年度であるため、年度をまたいでの現給保障という概念はなじまない」との立場を譲りませんでした。組合側は「契約は単年度でも、雇用は継続しているため、現給保障の趣旨（生活の維持）を鑑みて、非常勤教職員にも現給を保障すべき」と主張をしましたが、合意には至りませんでした。

(2) 学長は2018年度地域手当15%実現に向け最大限の努力を約束！

今回の給与改定では、上記の平均2%の給与削減といわば抱き合わせで「(本学が属する3級地では)地域手当の12%から15%にアップする。ただし、平成27年度は13%とする」となりました。まさに「朝三暮四」ですが、組合側は3年後に15%が実現するよう、労使で確認書を交わす

ことを要求しました。今回の地域手当改定は、本給月額改定と一体と理解されるべきであり、少なくとも「現給保障がなくなる3年後（平成30年度）には地域手当の15%実現について最大限の努力をすること」について労使で確認書を交わすことを求めました。

大学当局は「地域手当を含め人事院勧告準拠に最大限努力する態度に変わりはない。だが、今後の人事院勧告の内容や国立大学法人をめぐる状況の不透明さを鑑みて、平成30年度に地域手当15%とするとの確約はできない。また、学長が平成30年度地域手当15%実現に向けて最大限の努力をすることについては今後も変わらないとの考えを団交の場で組合に提示している以上は、組合が提案するような内容の確認書を締結することには必要性を感じない」と説明しました。組合側も場を変えず、議論を重ねましたが、合意に至りませんでした。

(3) 今回の意義——粘り強い交渉で「団体交渉概要」を取り交わす！

今回の団交では、第1の柱である非常勤職員への現給保障の拡大に関しては残念ながら成果を得ることはできませんでした。組合としては、同じ職場で働く者にもかかわらず、一部の方たちのみ割を食うようなことは避けねばならないと考えています。学長をはじめ大学当局にはその点を十分に理解してもらうように説明を尽くしました。今後もたとえ具体的な成果に結びつかなくとも、問題点を団交の場で指摘し、大学当局にきちんと意識させることが重要だと考えています。

また、第2の柱である2018年度時点での地域手当15%実現の確約に関しても、組合側が求めた「確認書」を取り交わすことはできませんでした。しかし、学長は、今回の団交の場で「地域手当を含め人事院勧告準拠に最大限の努力をする態度に変わりはない」と断言しました。そして、この点を含めて今回の交渉内容を確認する「団体交渉概要」を学長と組合執行委員長名で取り交わすことができました。今回の「団体交渉概要」は、団交での議論の内容と結果について労使双方が一定の共通理解を持つことがスムーズな労使関係構築のためにも有効であるとの労使双方の合意に基づいて作成されたものです。今後も、こうした文書を作成することは重要です。

今回の団交が、人事院勧告準拠を再度確認する学長の力強い言葉と「団体交渉概要」の作成に結実したことは、一定の成果と云うるものだと考えられます。

★組合ホームページを引っ越しました★

新しいURLは、《 <http://kumiai.client.jp/> 》です。最新のニュース等を掲載しています。是非、アクセスしてみてください！

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保255
TEL/FAX 048-853-5609 内線3160 URL <http://kumiai.client.jp/>
E-mail saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp
組合事務室は生協第二食堂内 月火水木 午後12時～夕方5時 開室